

1 目的

以下の目的を達成するために、博物館法施行規則第1条及び第2条に規定する博物館実習を実施する。

- (1) 実習生を指導することによる博物館業務の基本の確認
- (2) 学芸員をはじめとする博物館に興味を持つ人材の育成
- (3) 実習を通じての登呂遺跡・登呂博物館の対外への周知拡大

2 実習期間

令和5年8月3日(木)～10日(木) 各日8時30分～17時15分 計7日間

※8月7日(月)は休館日

3 実習場所

静岡市立登呂博物館、登呂遺跡(静岡市駿河区登呂五丁目10番5号)

※実習期間中に他の場所で実習を行う場合がある。

4 受入人数

10名(先着順) ※特別な事情がない限り、電話受付時点で実習参加可とする。

5 受入条件

下記(1)から(4)条件をすべて満たすもの

- (1) 学芸員資格の取得を目指している者で、大学等所属機関からの依頼を受けられる者
- (2) 原則として、実習に全日・全時間参加可能な者
- (3) 専攻分野・学年・年齢は問わない。ただし、当館が登呂遺跡を中心とした歴史(考古)系博物館であることを承知している者
- (4) 積極性を持ち、かつ勤勉な態度で実習に臨むことができる者

6 受付方法

期間：令和5年2月1日(水)9時から受付開始、定員に達し次第受付終了

方法：電話(054-285-0476)にて受付

※ 募集要項は登呂博物館ホームページに掲載

7 提出書類

電話受付完了後、下記の書類を静岡市立登呂博物館宛てに郵送又は持参すること。

- (1) 実習を希望する者の履歴書(登呂博物館が指定する様式を使用すること)
- (2) 大学等所属機関からの依頼文書

※ 上記の書類を受領後、大学等機関に対して、承諾書(登呂博物館の様式)を送付する。実習生あてには、個別に承諾書を送付しない。

提出先 〒422-8033 静岡市駿河区登呂五丁目10番5号 静岡市立登呂博物館 宛て

8 事前課題

「高校生・大学生をターゲットとする／高校生・大学生が主催する事業案の検討」

登呂博物館の観覧者数を年代別に見てみると、高校生・大学生年代の利用者が少ないことが課題である（令和3年度の観覧者数は高校生・大学生：3.2％／小・中学生：50.2％／一般：46.6％）。この課題をもとに、高校生・大学生年代に登呂遺跡・登呂博物館に足を運んでもらえるような事業案、または高校生・大学生が主催となる事業案の一つを作成し、実習初日の8月3日（木）に紙（A4片面印刷、3枚以下）で提出する。書式は不問。大学名、氏名を明記すること。

9 留意事項

- (1) 実習態度が不適切な学生は、受入を中止する。
- (2) 当館等への交通費、その他必要な経費は実習生の負担とする。
- (3) 実習期間中の災害傷害保険、賠償責任保険への加入は大学側で対応すること。
- (4) 実習に際し、謝金は不要。

10 実習内容（案）※変更あり

8/3（木） 一日目	概要説明 館内・遺跡見学 教育普及案発表
8/4（金） 二日目	設備見学 保存処理施設見学
8/5（土） 三日目	資料取扱・梱包実習 写真撮影実習
8/6（日） 四日目	体験イベント補助 芹沢銈介美術館見学
8/7（月）	休館日
8/8（火） 五日目	展示計画 体験イベント補助
8/9（水） 六日目	展示準備
8/10（木） 七日目	展示実習

11 問合わせ

〒422-8033 静岡市駿河区登呂五丁目 10 番 5 号

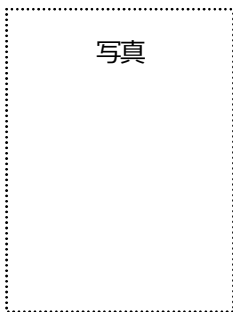
静岡市立登呂博物館 渡邊

☎ 054-285-0476

E-mail torohaku@city.shizuoka.lg.jp

履 歴 書

令和 年 月 日現在



ふりがな	
氏 名	
昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
男・女	
現住所 〒	
電話	E-mail
実習中連絡先 〒	
電話	

年	月	略歴 (高校卒業以降,大学院修了見込まで)

専攻・研究課題
志望動機

備考

- ・「写真」は顔が明瞭にわかるものであればデジタル画像でも良い。
- ・「E-mail アドレス」は極力 PC のメールが望ましい (フリーメールでも可)。
- ・「実習中の連絡先」が現住所と同じ場合は、記入不要。
- ・パソコン等での記入が望ましい。手書きの場合は、容易に判読できるよう明瞭に記入すること。